

文化系サークル部室の新営に関する基準試案

第 3 常置委員会

1. 文化系サークル部室の新営を必要とする理由

(1) サークル活動の意義と問題点

大学における課外のサークル活動が学生の間人形成の面において、いかに効果的であるかについては、いまさら説明を要しないところであろう。すなわち、体育活動によつて身心を練磨し、文化活動によつて情操を陶冶し、集団活動を行なうことによつて民主的な生活のルールと責任と義務とを修得することができる。

つぎに、課外におけるサークル活動が、学生にとつていかに必要なものであるかは学生のサークル活動参加状況を見れば明らかである。すなわち、国立大学（4年制）の全学生の60%以上の者がサークル活動を行なっているのである。

このような価値と意義のある課外の自主的なサークル活動に対して、大学が最大限の助言と援助を与え、その発展と充実をはかるべきは論をまたないところである。しかしながら、現実には色々の制約が存在する。その一つは、施設の不備であり、他の一つは活動費の不足である。国としても、サークル活動の価値と重要性を認め、その施設の充実と活動の強化のために年々予算を増額してはいるが、まだまだ不十分である。その一番の盲点、文化系サークルの部室なのである。

(2) サークル部室の意義と機能

サークル部室は、サークル活動の目的を効果的に達成するために必要な施設である。それはサークルの事務室であり、連絡室であり、企画室であり、編集室であり、合評室であり、研究・討論室であり、会議室であり、

時には制作室でもある。また、部員の談話室であり、憩いの場でもある。

このような各種の機能を有するサークル部室に対しては、そこでの活動が小グループの範囲に限定され、排他的、閉鎖的な人間関係を生み出すおそれがあるとの批判も出されているが、実際にサークル活動を行なううえにおいてサークル部室がいかに重要な役割りをになつているかは、万人の認めるところであろう。

(3) 文化系サークル部室の特性と役割り

つぎにこのようなサークル部室の重要性は、体育系サークルの場合よりも文化系サークルにおいてより強く感じられる。すなわち以上に述べたサークル部室の諸機能は、文化系サークルの場合に特に強く発揮されるということができる。体育系の場合は、その活動のほとんどが部室外において行なわれるが、文化系の場合は、部室内において行なわれる活動が大部分なのである。それだけに部室そのものが占める価値と役割りは、文化系サークルの方が高いといわざるを得ない。

(4) 文化系サークル部室の現状と問題点

ところが現実には、文化系の部室はその活動の特殊性からして、体育系の部室にくらべてきわめて不十分な状態にあるといふことができる。いままで大学における文化系サークル活動のための施設・設備としては、「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（昭和40年2月、文部省大学学術局学生課）のなかにおいて、学生会館、文化系サークル共用施設にその一部がとり入れられているにすぎない。すなわち、学生会館内に、各種集會室と学生団体連絡室が設けられ、また文化系サークル共用施設内に、練習室、作業室、器具保管室、資料作成室などがとり入れられているが、これらはいずれも共同利用の施設であつて、サークル部室とはいいがたい。

現在国が定めている厚生補導に関する基準的な施設・設備の中には、文化系のサークル部室は入っていないのである。したがつて、本建築による部室の

新営は行なわれず、たいていの大学では、やむなく不用老朽施設の転用、または仮設物の設置等で急場をしのいでいるというのが実情である。

このことは、文化系サークル部室のになつているその重要な役割りと価値から考えてみた場合、まことに不合理で片手落ちの措置といわざるを得ない。このことは、文化系サークル参加者の数が、全サークル参加者の過半数を占めていることから痛感される。

文化系サークル部室の新営を必要とする理由は、実にここに存する。

2. 新営部室を利用する文化系サークルの範囲

文化系サークルの種類は、まさに多様多彩である。学生は、1サークル1部屋の要求をするが、予算に限度があり、とてもそれに応ぜられるものではない。また国有財産の適正な管理の面からも、これを利用するサークルに一定の制限をつける必要があるように思われる。

この一定の制限とは、有資格条件のことであつて、従来、多くの大学において行なわれているところである。

その一つは、大学の公認ということである。すなわち、サークルの活動内容、部員名簿、代表責任者、予算計画、顧問教官等を明記した団体設立届を提出させ、大学がこれを承認する。他の一つは、サークル活動の内容からみた価値の有無である。その際、過去における実績を考慮することも必要であろう。

3. 部室の種類とサークル会館

(1) 専用部室と共用部室

文化系サークルの部室は、サークルの活動様態と特殊性からして、その機能にもそれぞれ変化と特色がある。しかしながら、各サークルごとに部室を作ることは予算的にも困難なことであり、施設の効率的使用という観点からも、部室を二つの種類に分けて新営するのが適当である。

その第一は、専用の部室であり、第二は共用の部室である。

専用の部室は、サークルの特殊性からして、特殊設備を必要とするもの、すなわち、特殊活動を行なうものが対象となる。例えば、つぎのようなものが該当する。

(サークル名称)	(特殊設備)
新聞部	編集室 暗室
映画部・写真部	暗室など
放送研究部	録音室
ラジオドラマ研究会	
アマチュア無線部	アンテナ、無線器格納室
美術部	作業室

なお、この専用部室は、できるだけその数を制限することが望ましい。

つぎに、共用の部室は、一室を幾つかの類似した活動内容をもつサークルが共同で使用するものである。単なる事務連絡のための施設であるならば、机とロッカーを有するだけの課外活動連絡室で事足りるであろう。しかしながら、上述した各種の機能をできるだけ多く備えたサークル部室とするためには、オープン形式ではなく、数サークル共用の形式とした方がよからう。

(2) 音楽サークル会館と文化サークル会館

つぎに、文化系サークル部室は、サークルの活動様態とその特殊性からして、これを音楽関係(舞踊、演劇を含む)部室とその他の部室とに分け、それぞれの系統の部室集団とし、それに必要な関連施設を付加するのがよい。音楽関係の部室は共用部室とし、それに練習室、作業室、器具保管室などの関連施設を加え、一個の独立した音楽サークル会館のようにすることが望ましい。その際、できれば防音、冷暖房設備が欲しい。(参考資料1. 音楽サークル会館平面図参照)その他の部室集団の場合は、共用部室を中心として、それに専用部室を加え、さらに、集会室、器具保管室などを付設

する。これを文化サークル会館と呼称する。(参考資料2. 文化サークル会館
平面図参照。)

以上の着想に基づいて、一例を示すとつぎのとおりとなる。

一団地学生数5,000人程度の大学の場合の例。なお5,000人以下
の大学、または単科大学については、その規模に応じて適宜考慮
する。

イ. 音楽サークル会館	2階建	1,827㎡
ロ. 文化サークル会館	〃	1,188㎡
	計	3,015㎡

イ. 音楽サークル会館の内訳

① 大練習室 2室

ステージ付 100人くらいが立練習できる広さのフロア

② パート練習室 6室

40人くらいが立練習できる広さのフロア

③ 和室 1室

④ 共用部室 4室

⑤ 器具保管室 5室

⑥ 管理室 1室

⑦ 廊下、W.C、階段等

ロ. 文化サークル会館の内訳

① 専用部室

(イ) 編集室、アトリエ等をかねられる比較的広いもの 2室

(ロ) 暗室設備のあるもの 2室

(ハ) 防音設備をもつもの 1室

② 共用部室

20㎡程度の室(1室2団体収容) 20室

③ 練習室(集会室をかねた比較的広いもの) 1室

④ 和室 1室

⑤ 管理室 1室

⑥ 廊下、W.C、階段等

以上の施設内訳のほか、さらに、集会室、印刷室、倉庫、食堂、喫茶室などを必要とする場合もある。これについては、その他の学内施設、特に学生会館、食堂などとの関係において考慮することになる。

また、合宿研修施設も、サークル活動の実施のために不可欠のものであるが、これはこれらの会館の中には設けなくて、別に環境のよい適地に設けるのがよい。

なお、これらの会館は、まず大学の主たる団地に建設し、ついでその他の団地に建設する。

4. 部室の規模、構造

部室の規模、構造等について、一定の標準を設けることは非常に困難である。文化系サークルの場合は、前述したとおりその活動内容がきわめて多様多彩であり、また部員数も時によつて増減があるので、一定の標準を設けることは困難である。これは、専用の場合も共用の場合も同様である。しかしながら、専用・共用のいずれを問わず、広さの最高限度をおさえておくことは必要であり、50㎡くらいが適当と思われる。また、共用の場合、1室に収容するサークル数は、2～4とすることが適当と考えられるので、その広さは20㎡～50㎡くらいがよからうと思われる。

部室の構造についても、専用の場合は別として、共用の場合に一定の構造基準を設けることは、これまた非常にむづかしいが、通常の場合を想定して一つの試案を作成したのが参考資料3の共用部室内部構造図である。

5. 管理・運営

サークル部室だけの建物の場合とサークル会館のような部室以外の施設をも包含した建物の場合とでは、その管理、運営のやり方が若干相違するが、いずれの場合でも、2.に述べた有資格条件を備えた大学公認の団体が使用するものとする。

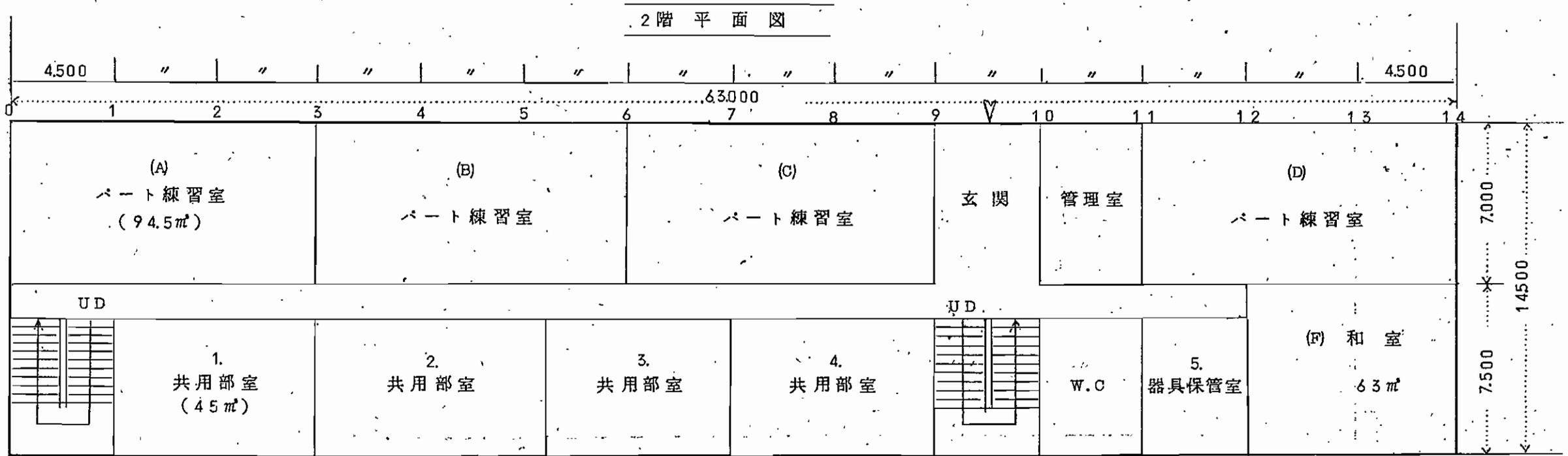
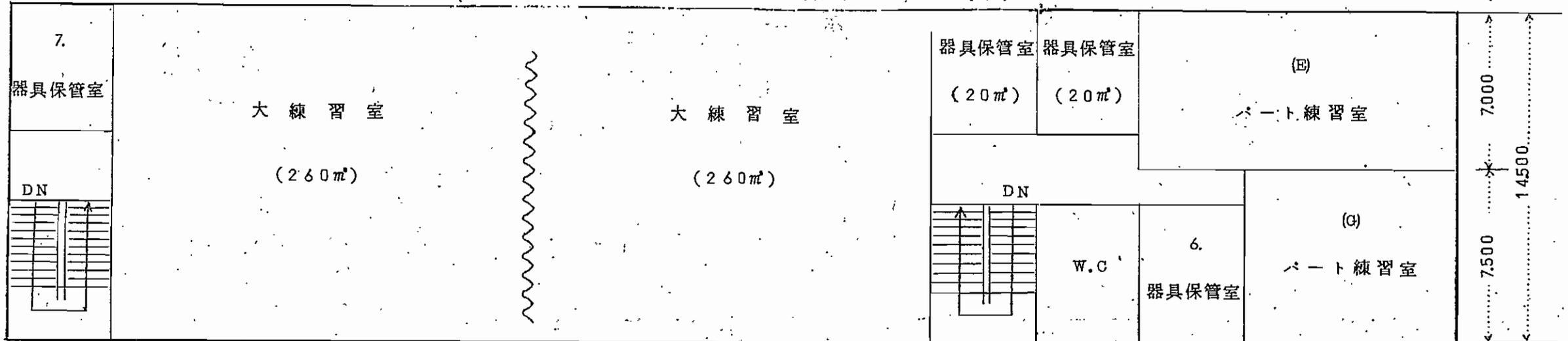
部室の使用に関しては、大巾に使用サークル団体の自主性にまかされるが、国有財産管理上の必要から大学の定めた諸規程、指示に従うものとする。

部室を使用するサークル団体は、所定の部室使用願を当該施設を管理する部局長に提出し許可を得るものとする。

サークル会館の場合には、教職員、使用サークル団体の代表者をもつて運営委員会を構成し、会館の日常の運営にあたるものとする。

なお、管理・運営に要する人員および予算確保努力する必要がある。

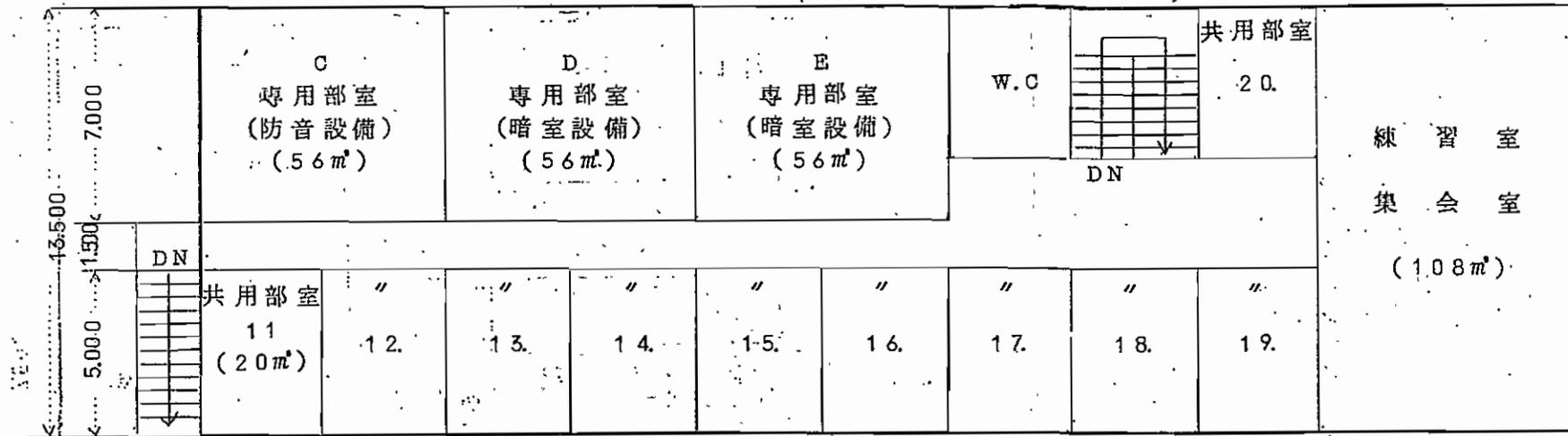
参考資料 1 音楽サークル会館平面図 (案)



面積表	
1 F	14500 × 63.000 = 913.50 m²
2 F	14500 × 63.000 = 913.50 m²
合計	1827.00 m²

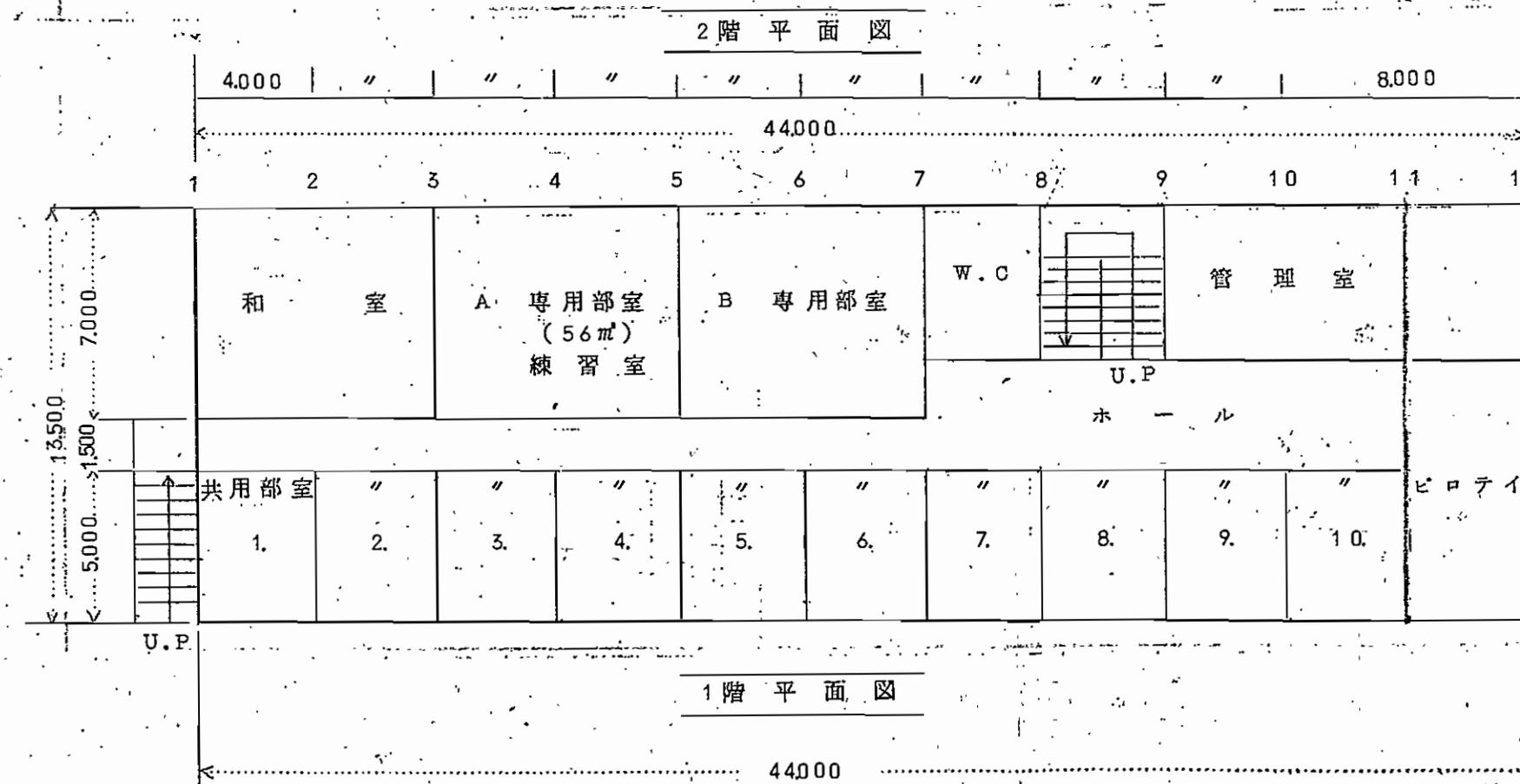
1階平面図

参考資料 2 文化サークル会館平面図 (案)



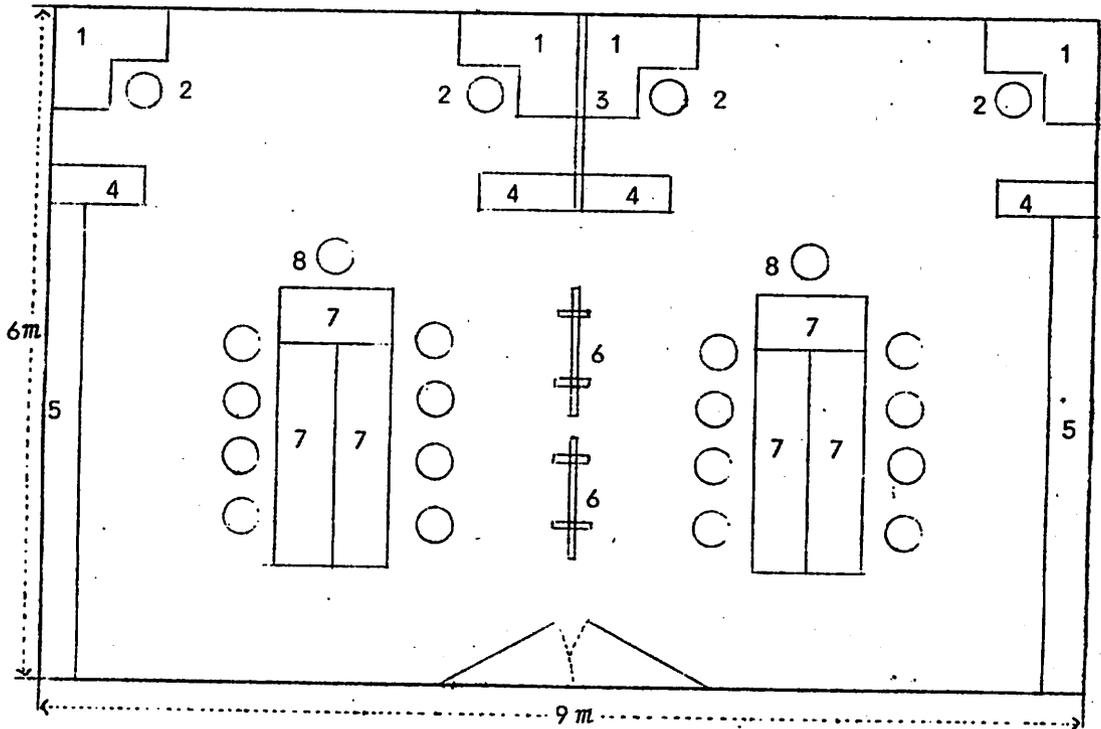
面積表

1 F	13,500 × 44,000 = 594,000
2 F	13,500 × 44,000 = 594,000
合計	1,188,000



参考資料 3

共用部室内部構造図 (案)



- | | | | |
|--------------------|------|--------------------|-----|
| 1. 固定L字型机 | 4ケ | 6. 移動式ついたて | 2ケ |
| 2. 同上用椅子 | 4脚 | (下部に回転輪をつけておく) | |
| 3. 簡易間仕切り | 10ヶ所 | 7. 移動式机 1m × 0.5m. | 2ケ |
| 4. 固定書棚 | 4ケ | " 2m × 0.5m | 4ケ |
| 5. 固定長椅子 | 2ヶ所 | (脚に回転輪をつける) | |
| (この下は物置き用として戸棚にする) | | 8. 同上用椅子 | 18脚 |
| | | その外に折椅子 | 18脚 |